

国立大学の授業料減免について

【意義】 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

（国立大学法人における授業料減免の取扱い）

- 文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。（→全ての国立大学法人において授業料減免制度を整備）
- 具体的な授業料減免制度については、各法人の規定、基準等に基づいて判断、実施。

（参考）国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

平成30年度概算要求額：350億円（333億円）

※（ ）書きは平成29年度予算額

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大。

◆免除対象人数：対前年度約4千人増

平成29年度：約6万1千人 → 平成30年度：約6万5千人

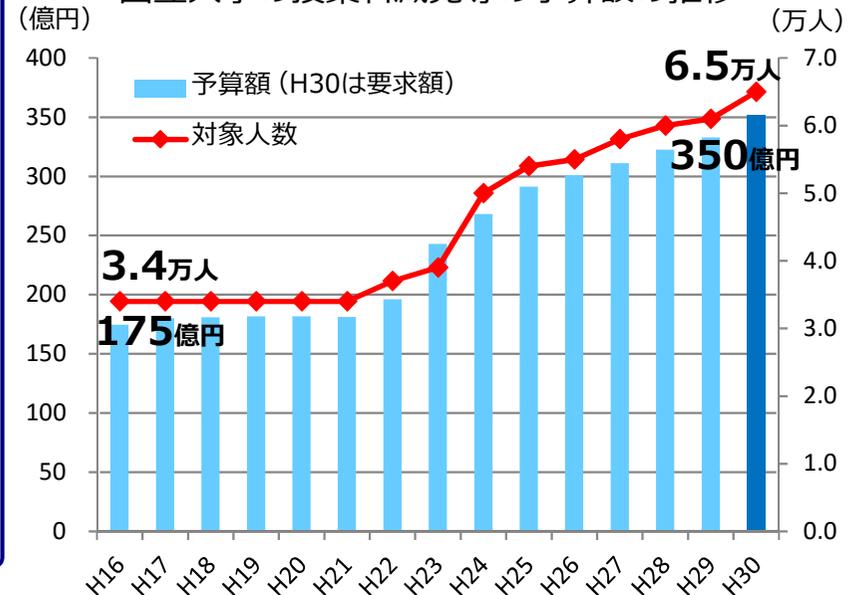
学部・修士：約5万6千人 → 約5万9千人

(11.3%) → (12% (0.7%増))

博士：約5.7千人 → 約5.9千人

(12.5%) → (13% (0.5%増))

国立大学の授業料減免等の予算額の推移



私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成30年度要求・要望額:164億円(102億円)

※括弧内は29年度予算額。数字は概数。

ポイント

○ 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図る。特に、**優秀な博士課程学生への支援を充実するとともに、意欲と能力があり、より修学困難な学生に対する集中的な支援を行うための授業料減免等の補助率の嵩上げ**を行い、高等教育を受ける機会保障の強化を図る。

○ 減免対象人数を約**1.5万人増**(平成29年度:約5.8万人 → 平成30年度:約7.3万人)

支援内容

1. 授業料減免事業等支援

支援対象:経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法: **家計基準300万円未満**の学生に対する授業料減免等 所要経費の**2/3**以内で支援。
(家計基準300万円以上(注)の学生に対する授業料減免等 所要経費の**1/2**以内で支援。)

(注)家計基準300万円以上の学生に対する授業料減免については、より修学困難な学生を支援対象とできるよう、

(独)日本学生支援機構の無利子奨学金における貸与基準(※)も参考に予算編成過程で検討予定。

※自宅通学・4人世帯・家計支持者が給与所得者の場合は637万円(共働き世帯については双方の収入)

私立大学等の授業料減免等の
予算額及び対象学生数推移



2. 各大学における特色ある経済的支援策

(1) 卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。特に、優秀な博士課程学生に対する授業料減免を実施している私立大学等への支援を充実。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

(2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

(3) 産学合同スカラーシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)[上記164億円の内数]
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所要経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)[13億円の内数]

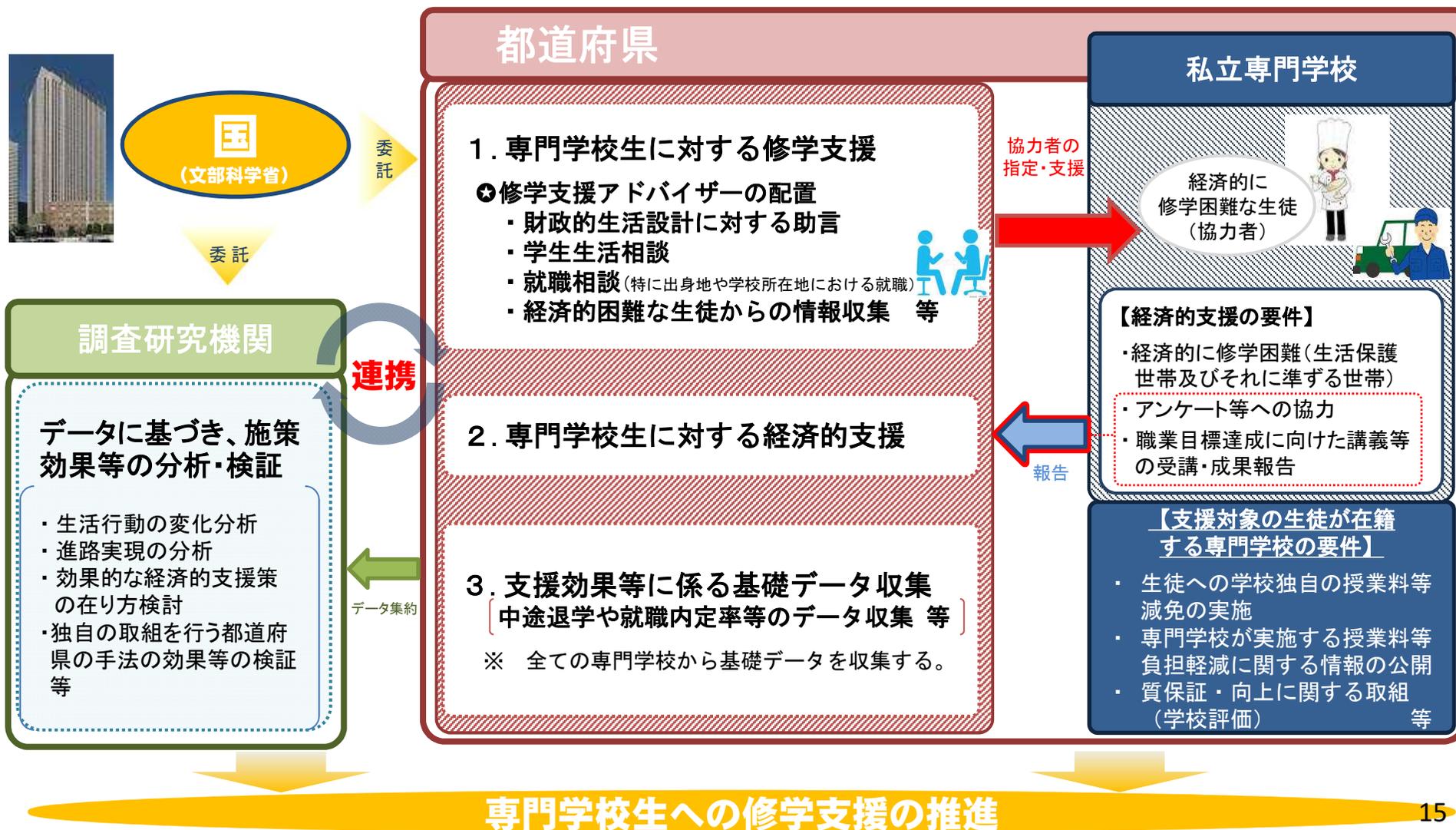
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

(前年度予算額:181百万円)
平成30年度要求額:206百万円

趣旨・目的

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

【対 象】 都道府県・調査研究機関



Ⅱ 教育の質の向上施策について

教育の質の向上に向けた主な取組について（初等中等教育段階）

幼児教育段階	義務教育	高等学校段階
【教師の資質能力の向上関連】		
<p style="text-align: center;">教員免許制度と教員研修制度</p> <p>平成28年11月に教育公務員特例法等を改正し、①大学と教育委員会が一体的に議論を行う「協議会」を設置し、「資質の向上に関する指標」を全国的に整備、②意欲的な取組を展開し質の高い教職課程の編成を可能にするため、修得が必要とされる科目を大きくリ化、③十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期を弾力化し、目的を明確化、④（独）教員研修センターを（独）教職員支援機構に改め、専門的な助言等を行う全国的な拠点としての機能を強化。本改正を踏まえ、現在、教職課程の編成指針である「教職課程コアカリキュラム」の作成等について検討を進めているところ。</p>		
【教育水準の維持・向上関連①（学習指導要領等）】		
<p style="text-align: center;">幼稚園教育要領等</p> <p>子供たちの知識の理解の質を高め、AI(人工知能)の進化など急速に変化し予測不可能な未来社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力を育てることを目指して、学習指導要領等を改訂。新学習指導要領等においては、学校段階等間の接続に関する配慮についても明確に示している。新たな幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領については平成29年3月に、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領等については、平成29年4月に公示。（道徳の特別の教科化については平成27年3月に学習指導要領等の一部改正。）高等学校学習指導要領については、本年度中の改訂に向けて検討を進めているところ。学習指導要領の改訂にあわせ、教科用図書検定基準等を改正。</p>	<p style="text-align: center;">小・中学校学習指導要領等</p> <p>■全国学力・学習状況調査 ・全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握し、国の施策や教育委員会の取組の改善や学校での教育指導の充実等に役立てるため、毎年調査を実施</p> <p>■教育課程特別校等 ・学校または地域の特色を活かした特別の教育課程を編成・実施</p> <p>■ジュニアドクター育成塾 ・理数分野で特に意欲や突出した能力を有する全国の小中学生を対象に、大学等が特別な教育プログラムを提供【平成30年度概算要求：310百万円】</p>	<p style="text-align: center;">高等学校学習指導要領等</p> <p>■高校生のための学びの基礎診断 ・基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図るため、基礎学力の定着に向けたPDCAサイクル構築に向け、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定するスキームを創設（平成30年度中に運用開始予定）</p> <p>■学校の特色化による教育の充実 ・将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材の育成を図る スーパーサイエンスハイスクール(SSH)【平成30年度概算要求：2,308百万円】 ・将来、国際的に活躍できるグローバルリーダーを高校段階から育成する スーパーグローバルハイスクール(SGH)【平成30年度概算要求：869百万円】 ・社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を推進する スーパープロフェッショナルハイスクール(SPH)【平成30年度概算要求：197百万円】</p>
【教育水準の維持・向上関連②（学校指導體制等）】		
<p style="text-align: center;">子ども・子育て支援新制度</p> <p>■子ども・子育て支援新制度における幼児教育等の質の向上 ・職員配置の改善、職員の処遇改善、小学校接続の推進等</p> <p>■幼児教育推進体制構築事業 ・地域の幼児教育の拠点となる幼児教育センターの設置や、幼稚園等を巡回して指導等を行う幼児教育アドバイザーの育成・配置等を推進【平成30年度概算要求：183百万円】</p> <p>■幼児教育指導者研修 ・地方自治体における幼児教育に関する企画・立案担当者の育成</p>	<p style="text-align: center;">義務教育費国庫負担制度と義務標準法（教職員定数）</p> <p>■義務標準法の改正 ・平成29年3月に義務標準法を改正し、障害に応じた特別の指導（通級による指導）や外国人児童生徒等教育の充実等のための教員を基礎定数化</p> <p>■教職員定数の改善 ・平成30年度概算要求において、新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のために、小学校専科指導や中学校における生徒指導体制の強化等に必要の教員の充実などの教職員定数の改善（+3,800人）を要求【平成30年度概算要求：1兆5,189億円（義務教育費国庫負担金）の内数】</p> <p>■いじめ・不登校対策について ・いじめ問題について、いじめ防止対策推進法等に基づく取組を推進【平成30年度機構・定員要求：いじめ・自殺等対策専門官】 ・不登校児童生徒への支援については、教育機会確保法等に基づき、教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間の団体等の連携推進等を実施【平成30年度概算要求：233百万円】 ・いじめ・不登校等の課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置拡充するとともに、SNSを活用した相談体制を構築【平成30年度概算要求：6,743百万円】</p> <p>■夜間中学の設置・充実 ・夜間中学の設置・充実については、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう必要な施策を推進するとともに、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る【平成30年度概算要求：79百万円】</p>	<p>■グローバルサイエンスキャンパス ・地域で卓越した意欲・能力を有する高校生等の幅広い発掘、及び選抜者に高度で実践的講義や研究を実施する大学を支援【平成30年度概算要求：677百万円】</p> <p>■広域通信制高校の質の確保・向上</p> <p style="text-align: center;">高校標準法（教職員定数）</p> <p>■高等学校における通級指導 ・平成30年度に向けて、高等学校における通級による指導に係る教員定数の加配措置について地方財政措置を要望</p>

教育の質の向上に向けた主な取組について（高等教育段階）

「一億総活躍社会」の実現（生産性革命や第4次産業革命による 経済成長の実現、地方創生、子育て支援、教育再生、生涯現役社会など）

大学教育の改革

✓ 大学院教育改革・研究力強化

- ✓ 「卓越大学院プログラム」構想
- ✓ 専門職大学院の機能強化

◎専門職大学院

✓ 大学教育改革

- ✓ 「三つの方針」による教育の質的転換
 - ・卒業認定・学位授与
 - ・教育課程編成・実施
 - ・入学者受入れ
- ✓ 認証評価制度の改善

【分野別の教育振興】

- ✓ 理工 産学官円卓会議
- ✓ 医・歯学 コアカリ検討会議
- ✓ 数理・情報 人材育成機能強化
- ✓ 人文・社会 学術会議での検討

◎実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関

方針に沿った
選抜の実施

大学入学者選抜改革

暗記中心から
思考力重視へ

- ✓ 個別大学における入学者選抜の改革
- ✓ 「大学入学共通テスト」の導入

高等学校教育改革

- ✓ 学習指導要領の抜本的な見直し
- ✓ 「高校生のための学びの基礎診断」の導入等

高等
専門
学校

学術の進展・社会の変化への対応

グローバル人材育成

- ✓ スーパーグローバル大学創成支援(37校を支援)等
- ✓ 留学生交流の促進(トビタテ！プログラム等)

産業構造・イノベーションに対応した人材育成

- ✓ 「卓越大学院プログラム」構想
- ✓ 専門職大学院の機能強化
- ✓ 専門職大学の創設
- ✓ 社会人の学び直しの促進
(「職業実践力育成プログラム(BP)」認定制度等)

地方創生・人口減少

- ✓ COC (Center of Community) 構想の推進
- ✓ 「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

学術研究の進展への対応

- ✓ 生命科学、材料科学、情報科学等の急速な進展
- ✓ 分野融合・新領域開拓の要請の高まり(人文・社会科学を含む)

ガバナンス改革・基盤整備

国立大学改革

世界トップ
大学と伍
して卓越
した教育
研究を
推進

分野毎の
優れた
教育研
究拠点
やネット
ワーク
の形成
推進

地域の
ニーズ
に応え
る人材
育成・
研究を
推進

教育研
究組織
の柔軟
な見直
し

✓ 「指定国立
大学
法人制
度

✓ 国立大学法人運営費交付金の見直しし三つの重点支援の枠組み

私学振興

✓ 私立大学等の基盤強化(教育研究・経営改革等の状況に応じた私学助成の配分)

✓ 私立大学等の振興に関する検討会議の設置(今後の私立大学等の役割、経営等)

ガバナンス改革

✓ 学長のリーダーシップの確立(全学的な体制の整備等)

✓ 学内組織の運営・連携体制の整備(教授会の役割の明確化等)

奨学金事業

✓ 奨学金の「有利子から無利子へ」の流れの加速

✓ 新たな「所得連動返還型奨学金制度」の導入

✓ 給付型奨学金の導入

高等教育改革の動向（検討状況）

高等教育段階における負担軽減策の導入により、誰もが質の高い大学教育が受けられる体制を整備するとともに、それらの取組みについて広く国民に理解が得られるよう、以下の大学改革を強力に推進

中央教育審議会への諮問（H29.3）における主な検討事項

1. 大学機能の強化

- ・教育課程や教育方法の改善
- ・学修に関する評価の厳格化
- ・社会人学生の受け入れ
- ・他機関と連携した教育の高度化

2. 学修の質向上

- ・学位プログラムの位置づけ明確化
- ・学生・教員比率の改善
- ・国際化の推進
- ・地域の産業界、大学・企業間の連携

3. 高等教育機会確保の在り方

- ・既存の学部・学科等の構成や教育課程の見直し
- ・国公私の設置者別の役割分担
- ・国公私の枠を超えた連携・統合の可能性

改革の方向性（イメージ）

1. 質の向上

- 教育成果の「見える化」・数値化など情報公開の推進（学修時間、卒業生の満足度 等）
- 大学の評価の改革（実効性ある第三者評価の在り方 等）
- 成績評価の厳格化（厳格な進級・卒業判定、授業時間外の学修時間の充実 等）
- 教員の教育力の確保（教育能力を担保・向上する仕組みの構築 等）
- 外部人材の登用促進（経営面や教育面における外部人材登用 等）
- 実践的な職業教育や生涯を通じて学び直しができる環境整備（リカレント教育推進のための体制整備、オンライン教育の拡充 等）

2. 経営基盤の強化、連携・統合等の推進

- ガバナンス・経営力強化（大学間の連携・統合を支援する仕組みの構築 等）
- 地方創生に資する大学の在り方（地方公共団体や地域の産業界等との連携強化 等）
- 改革が進まず学生確保ができない大学の円滑な撤退手続き

具体的方策について、人生100年構想会議や中央教育審議会において関係者の意見も踏まえつつ、今後、引き続き検討

社会人の学び直しの充実に取り組む大学・専修学校等の人材養成機能の強化

※下線は平成30年度概算要求事項。金額は要求額(前年度予算額)。

大学・専修学校等の取組の抜本的な強化 ～ 人材ニーズに対応したカリキュラムの充実

大学院

大学学部・短期大学

専修学校

○ IT技術者等を対象とした実践的な教育プログラムの開発・実施

(Society 5.0に対応した高度技術人材養成事業:2,048百万円(860百万円))

- ・産学連携による実践的な教育ネットワークを形成
- ・セキュリティ等のIT技術者のスキルアップ・スキルチェンジのための短期プログラムの開発・実施
- ・企業等のビッグデータの活用、実課題によるPBL等を取り入れた実践的な教育プログラムの開発・実施によるデータサイエンティストの育成

○ 実践的・専門的な教育プログラムの普及・促進

- ・社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定(「職業実践力育成プログラム」180課程(平成29年4月現在))
- ・社会人向け短期プログラムの大臣認定制度を創設(平成30年度に初回認定を予定)

○ 社会人の組織的な受入れを促進する大学等への経常費補助

- 職業実践的な教育を行う「専門職大学」等の設置 (平成31年度に開学(予定))

○ 社会人向けの学び直し講座の開設促進

(専修学校による地域産業中核的人材養成事業:2,241百万円(1,683百万円))

- ・eラーニングを積極的に活用した講座の開設等、社会人の学び直しを推進するための方策の調査研究等

○ 実践的な職業教育プログラムの開設促進

- ・企業等との密接な連携により、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む教育課程を文部科学大臣が認定(「職業実践専門課程」902校、2,773学科(平成29年2月現在))
- ・社会人向け短期プログラムの大臣認定制度を平成29年度を目途に創設



学習者への支援

経済的支援の充実

○ 教育訓練給付金制度(厚生労働省)との連携

- ・専門的・実践的であると認められる教育訓練を受けるとした場合に、要した費用の一定割合を支給する制度。
- ・専門職大学院や、文部科学大臣が認定した職業実践専門課程(専門学校)及び職業実践力育成プログラム(大学・大学院)等の講座について、給付金の対象訓練に指定。

学びやすい環境の整備

○ 放送大学のオンライン授業の充実・他大学との連携プログラムの提供

○ 女性の学びとキャリア形成の一体的支援の推進 (男女共同参画推進のための学び・キャリア形成支援事業:54百万円(31百万円))

- ・女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備(保育環境等)の在り方に関するモデルを構築
- ・大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくり

○ 高校卒業資格の取得に向けた学習支援の促進(学びを通じたステップアップ支援促進事業:50百万円(20百万円))

- ・高校中退者等の高卒資格の取得に向けた学習相談・支援のモデルを構築

社会人向けの情報アクセス改善

○ 社会人が学べる大学・専修学校等や支援制度に関する情報発信の改善 (社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究:15百万円(新規))

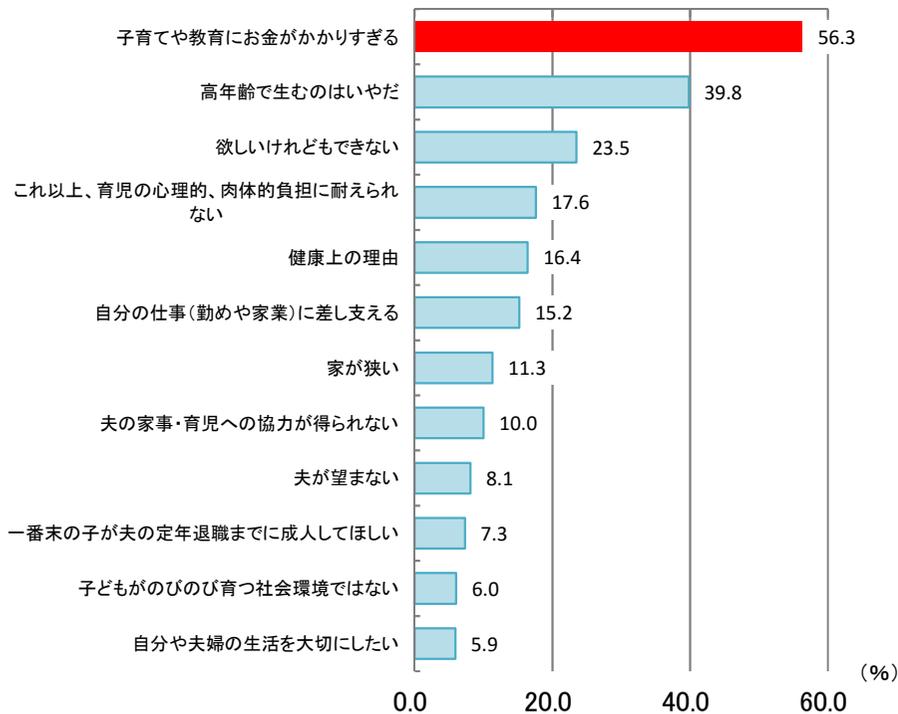
- ・社会人・企業のセグメント別に情報(社会人向けプログラムの開設状況、各種支援制度等)への効果的なアクセスに関するモデルを構築
- ・「社会人の学び直しフェア(仮称)」等でのモデルの実践研究

○ 社会人の学び直しについてのポータルサイトの運営(文部科学省ウェブサイトに掲載)

III 参 考

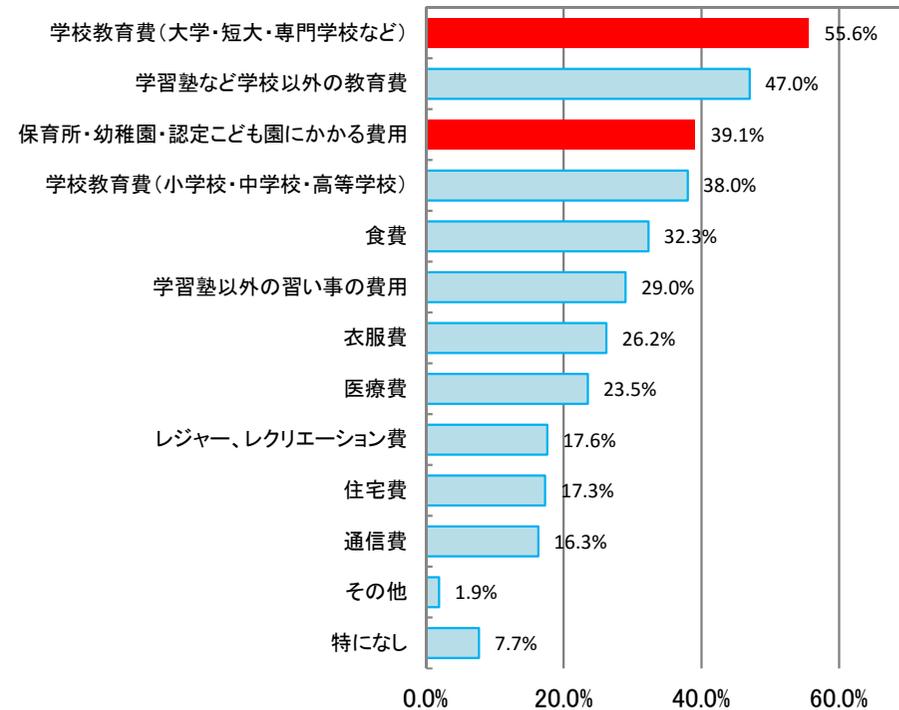
- ✓ 理想の子供の数を持たない理由は、「子育て・教育にお金がかかりすぎる」が1位
- ✓ 特に、就学前教育段階、高等教育段階の費用が大きな負担と認識されている

理想の子供数を持たない理由



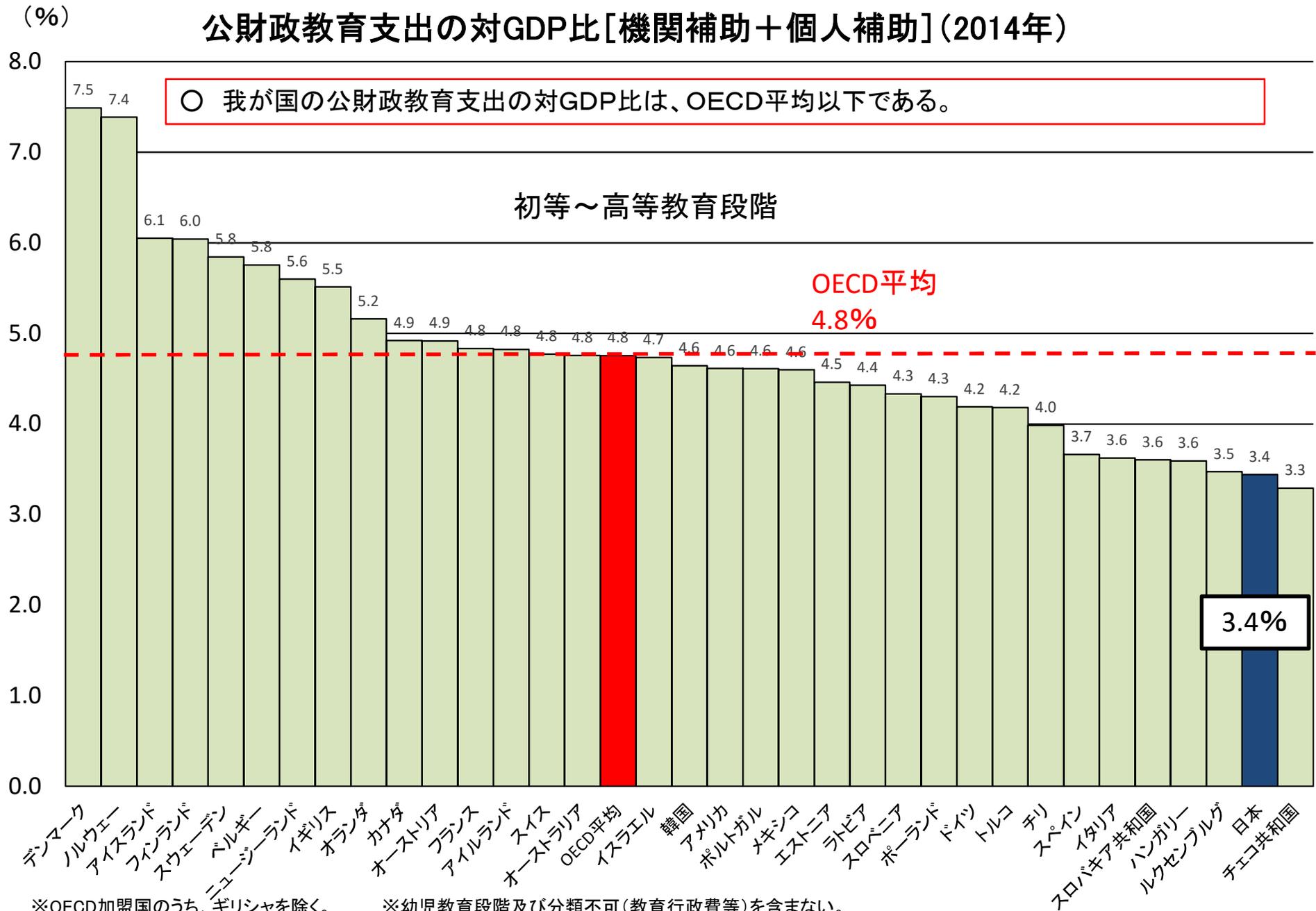
出典：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」(2015)

子育てにかかる経済的な負担として大きいと思われるもの



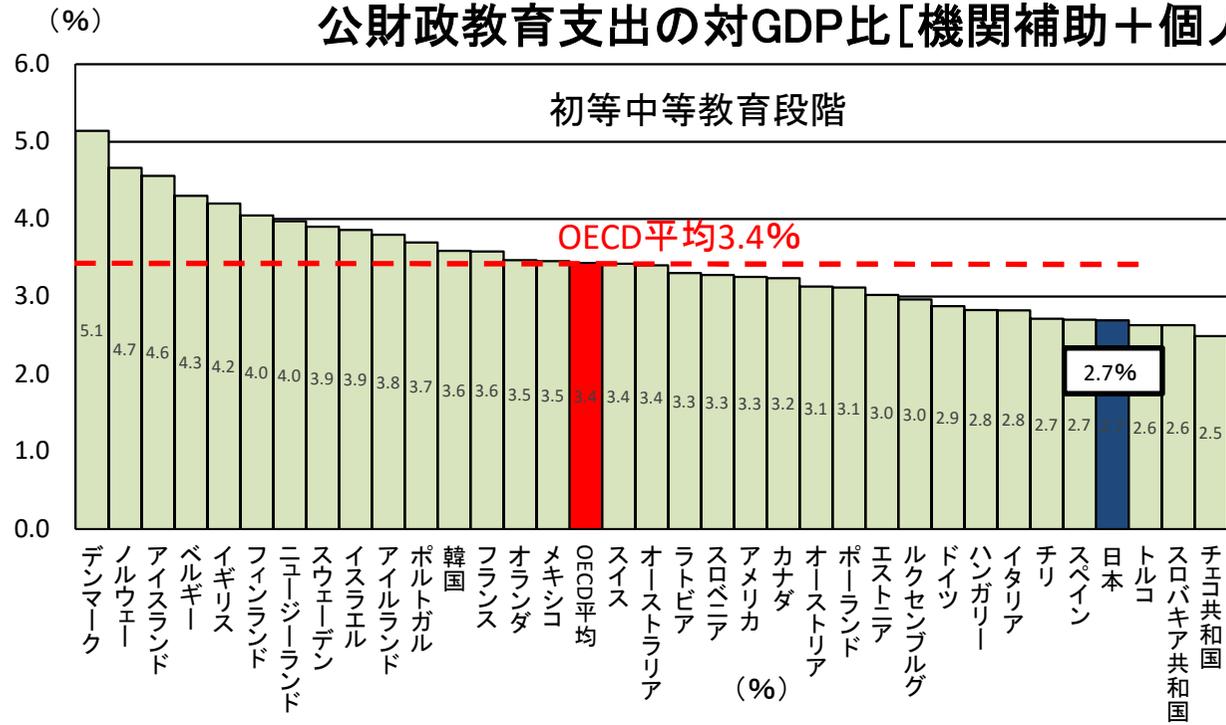
出典：内閣府「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査報告書」(H25)

公財政教育支出の対GDP比[機関補助＋個人補助](2014年)

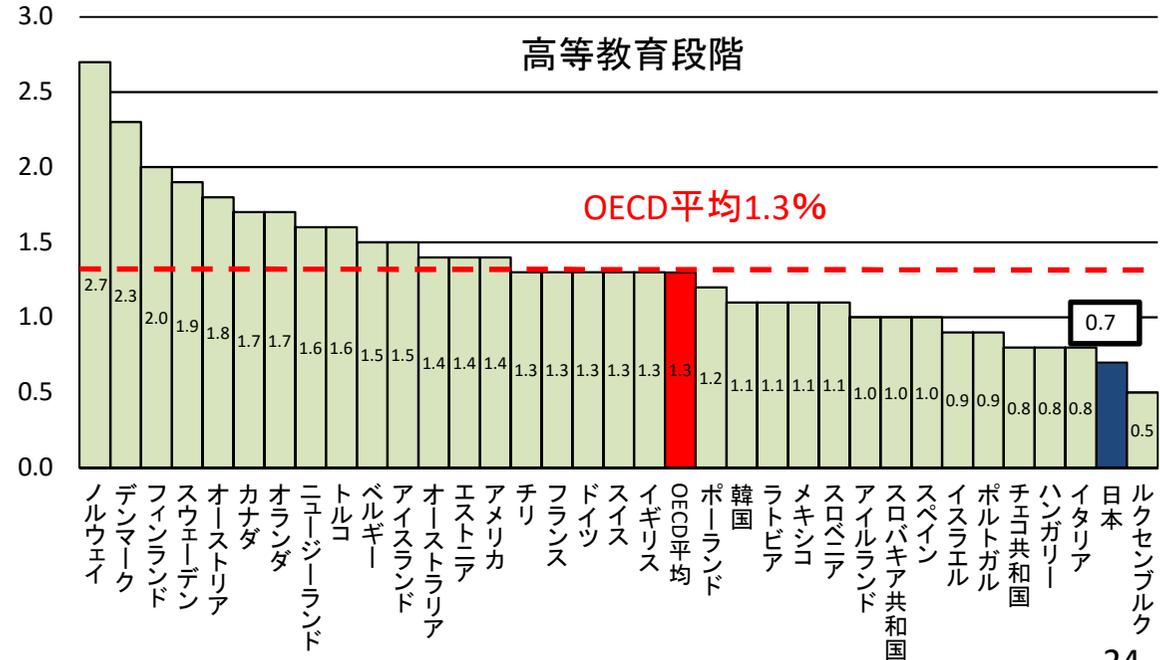


※OECD加盟国のうち、ギリシャを除く。 ※幼児教育段階及び分類不可(教育行政費等)を含まない。
 ※機関補助とは、教育機関への公財政教育支出を指す。一方個人補助とは、奨学金等の家計・学生への公財政支出を指す。
 (資料)「図表でみる教育 OECDインディケーター(2017年版)」表B4.1

公財政教育支出の対GDP比[機関補助+個人補助](2014年)



※OECD加盟国のうち、ギリシャを除く

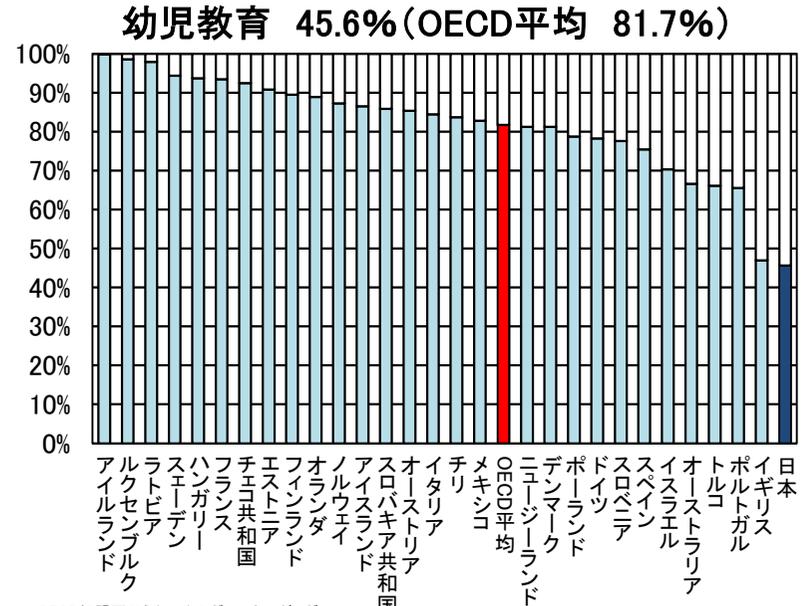


※OECD加盟国のうち、ギリシャを除く

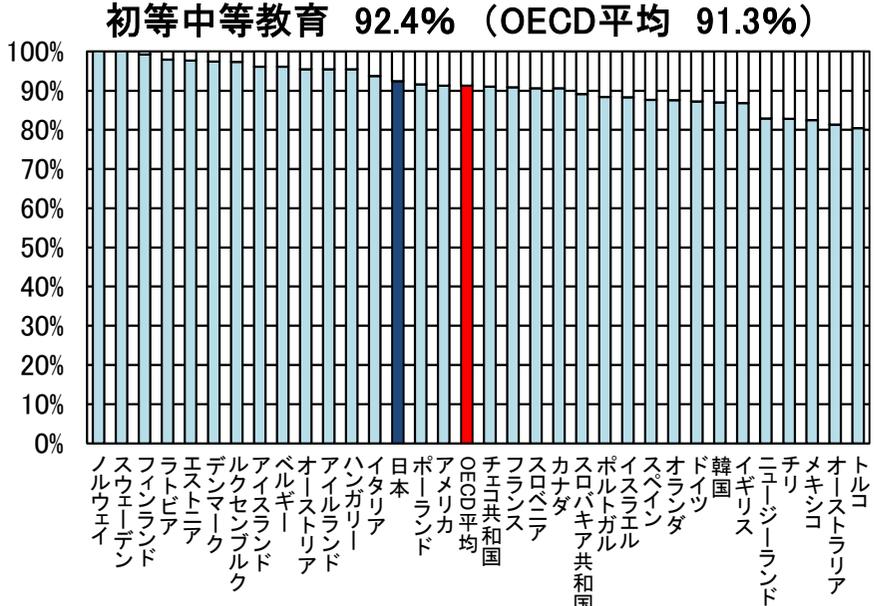
※幼児教育段階及び分類不可(教育行政費等)を含まない。
 (資料)「図表でみる教育 OECDインディケータ (2017年版)」
 表B4.1

教育費の公財政負担割合(2014年)

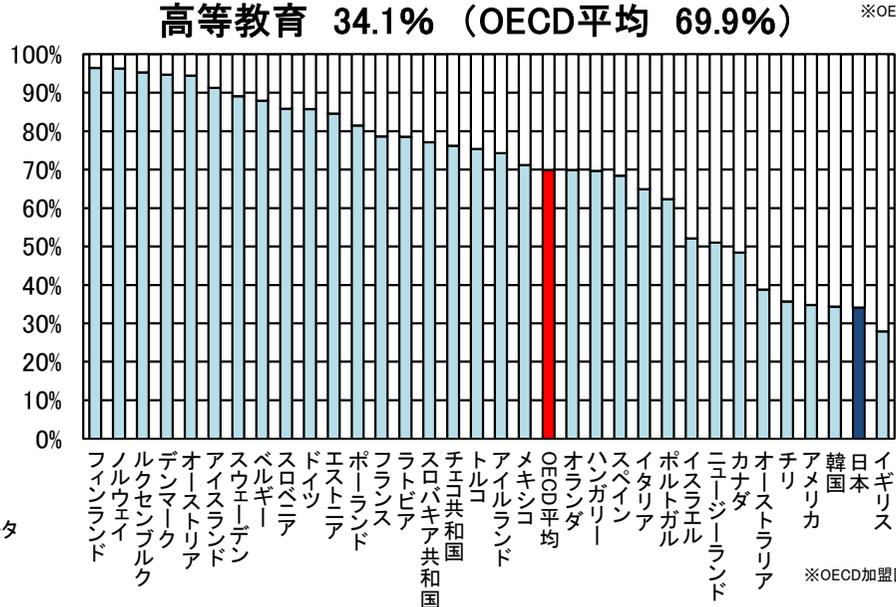
○我が国は国際的に教育費に占める家計負担の割合が大きい。



※OECD加盟国のうち、ベルギー、カナダ、ギリシャ、韓国、スイス、アメリカを除く



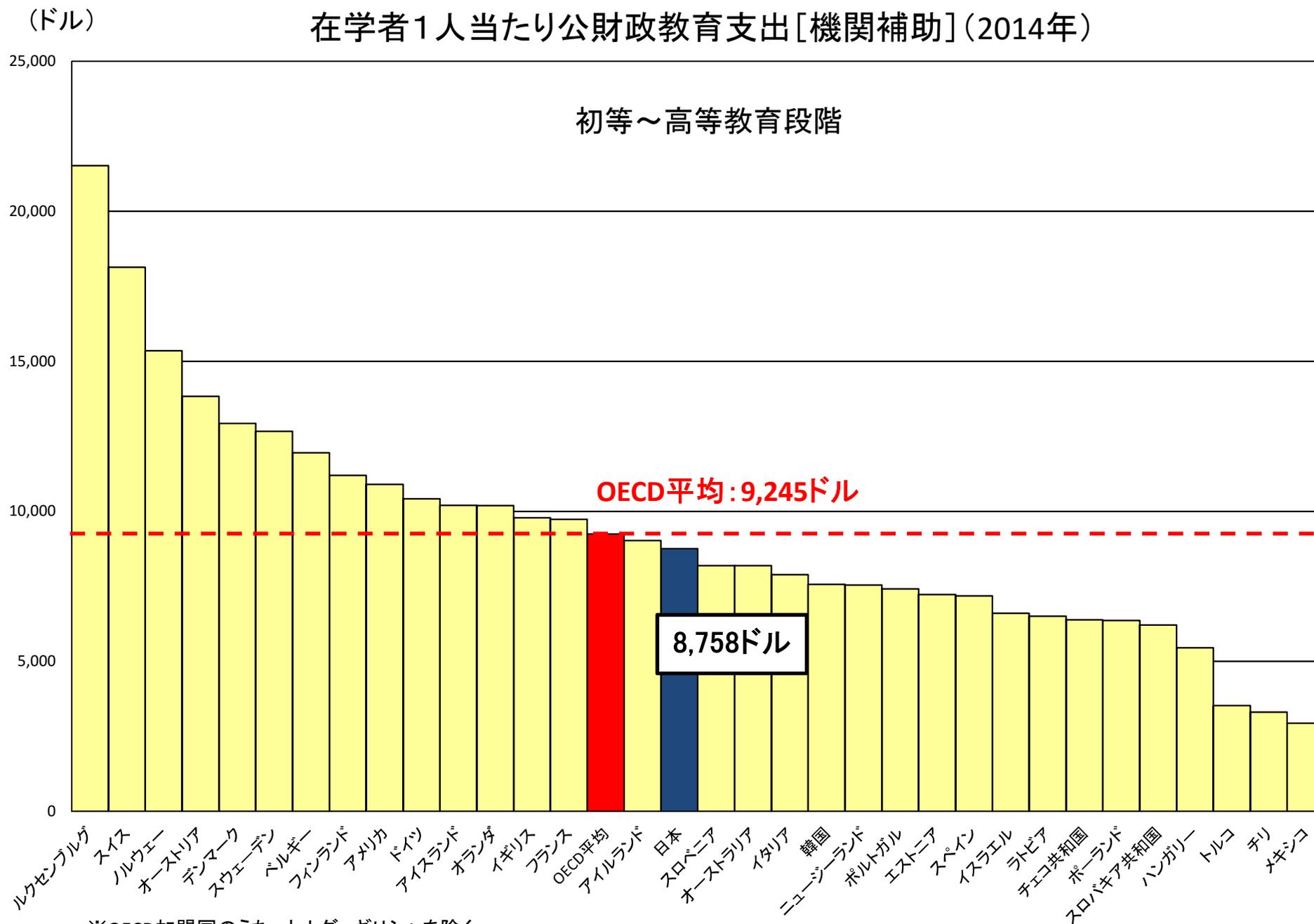
※OECD加盟国のうち、ギリシャ、スイスを除く



※OECD加盟国のうち、ギリシャ、スイスを除く

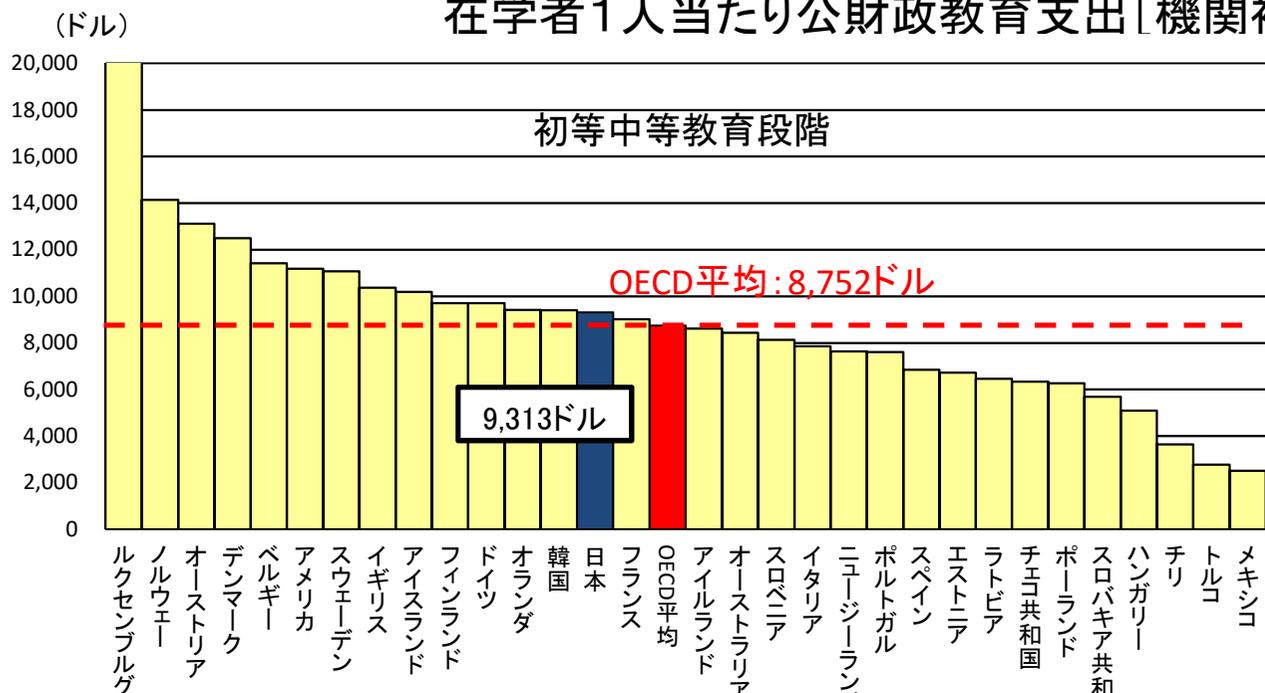
(資料)「図表でみる教育 OECDインディケーター (2017年版)」表C2.3、表B3.1

在学者1人当たり公財政教育支出[機関補助](2014年)

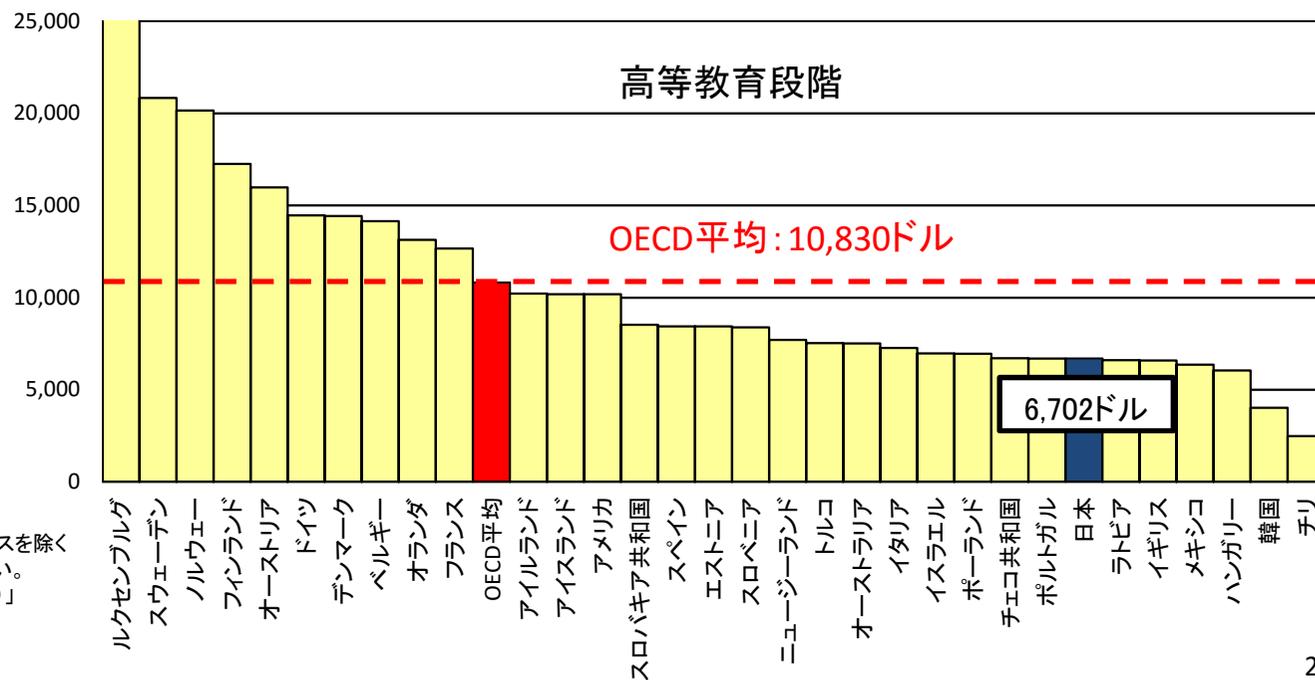


※OECD加盟国のうち、カナダ、ギリシャを除く
 ※幼児教育段階及び分類不可(教育行政費等)を含まない。
 (資料)「図表でみる教育 OECDインディケーター(2017年版)」表B3.3

在学者1人当たり公財政教育支出[機関補助](2014年)



※OECD加盟国のうち、カナダ、ギリシャ、スイスを除く
 (資料)「図表でみる教育 OECDインディケーター(2017年版)」表B3.3



※OECD加盟国のうち、カナダ、ギリシャ、イスラエル、スイスを除く
 ※幼児教育段階及び分類不可(教育行政費等)を含まない。
 (資料)「図表でみる教育 OECDインディケーター(2017年版)」
 表B2.1、表B3.1a、表B3.3